

十一、第4条第1項第12号(他人の登録防護標章)

他人の登録防護標章(防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。)と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用をするもの

1. 本号の規定に該当する商標は、登録防護標章と同一のもの(縮尺のみ異なるものを含む。)に限る。

なお、本号の規定に該当しないと判断される場合でも、第4条第1項第15号の規定に該当する場合がある。

(注) 以下をクリックすると、商標審査便覧をご覧になれます。

○[商標審査便覧](#)

[42.111.01 出願人の同一認定に関する取扱い](#)